

佐賀県肝炎医療コーディネーター事業 実施要領

(目的)

第1 佐賀県の肝がん死亡率は長年高い数値で推移しており、その原因の多くがB型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスの感染によるものである。佐賀県は、平成24年より肝疾患対策推進計画を策定し、平成29年までの5か年でおおむね目標について達成されたが、未だ課題も残されている。残された課題について、平成30年度より第2次肝疾患対策推進計画(以下「県計画」という。)を策定し、職域の肝炎ウイルス陽性者の対策にも力を入れている。また、近年増加傾向である非アルコール性脂肪肝炎からの発がんも問題視されており生活習慣も含めた肝疾患の重症化予防が重要である。そのため、計画第5章「肝疾患医療を提供する体制」の2「人材育成」として、肝炎医療コーディネーター養成事業を実施し、肝疾患の予防及び医療に携わる人材の育成、資質向上を図り、肝疾患医療の水準を向上させる事を目的とする。

(基本的な役割)

- 第2 佐賀県肝炎医療コーディネーターは、次に掲げる事項を基本的な役割とする。
- (1) 肝疾患患者が適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝疾患の専門的な知識を習得し、患者及びその家族に正確な情報提供を行うとともに、心身共にサポートを行う。
 - (2) 患者と医療機関の医師等との橋渡し役となり、関係団体との連携を深め肝炎対策を推進するとともに、肝疾患に関する普及・啓発を行う。

(活動内容)

第3 佐賀県肝炎医療コーディネーターは、所属する施設や居住する地域において、各自可能な範囲で次に掲げる活動を行う。その際、必要に応じて肝疾患診療連携拠点病院及び各地域の肝疾患対策担当(医療機関、市町、保健福祉事務所、県健康増進課)等と連携する。

(1) 各ステップにおける活動

ステップ0「予防」

肝炎ウイルスの感染経路や予防について正しい知識を持ち、差別や偏見を生じさせないように配慮しながら、感染が拡大しないよう普及啓発を行う。

- ア．世界肝炎デーなどのイベントに合わせて肝炎に関する理解を啓発する。
- イ．新聞、テレビ等のマスメディアや印刷物、インターネットを利用し、肝疾患に関する情報発信を行う。
- ウ．母子健康手帳と連動したリーフレット等を活用し、妊産婦への理解を促し、B型ワクチン接種を勧奨する。

ステップ1「受検」

肝炎ウイルス検査の未受検者への受検勧奨。検査結果について正しい認識を持ってもらえるよう普及啓発を行う。

- ア．未受検者が多い働く世代への働きかけを重視して取り組む。
- イ．無料ウイルス検査が受けられる医療機関・検査機関について案内する。
- ウ．リーフレット等を活用し、検査結果について説明する。

ステップ2「受診」

肝炎ウイルス検査陽性者が、精密検査を受診するよう「重大性」「必要性」「緊急性」を認識してもらうよう働きかける。

- ア．リーフレット等を活用し、専門医療機関や相談窓口を紹介し、受診勧奨する。
- イ．精密検査費助成や治療による効果等を説明する。

ステップ3「受療」

対象患者が適切な治療につながるよう情報発信、治療に対する動機づけ・支援を行う。

- ア．各種リーフレット等を活用し、肝疾患治療の必要性・緊急性・重大性を伝え治療等につなげる。
- イ．治療費助成制度の申請について案内する。

ステップ4「フォローアップ」

肝炎の重症化予防、肝がんの早期発見につながるよう定期検査の重要性を伝え、継続を勧める。

- ア．治療終了前からフォローアップの重要性を伝える。
- イ．定期検査が中断となっている対象者に対し、肝がんの早期発見の重要性を伝える。
- ウ．定期検査助成制度について説明し、利用を勧める。

(2) 自己研鑽と情報発信

佐賀県肝炎医療コーディネータースキルアップ研修会等を受講し、肝疾患に関する最新知識の取得、自己研鑽に努める。また、佐賀県や肝疾患診療連携拠点病院が開催する研修会の情報を発信し肝疾患の普及啓発に努める。

(認定)

第4 次に掲げる要件を全て満たす者を佐賀県肝炎医療コーディネーターとして認定し、佐賀県肝炎医療コーディネーター認定証(以下、「認定証」という)を交付するものとする。

- (1) 佐賀県肝炎医療コーディネーター養成事業における佐賀県肝炎医療コーディネーター養成研修の全日程を受講後、修了試験に合格した者。
- (2) 佐賀県肝炎医療コーディネーター認定者名簿(以下、「認定者名簿」という)への登録に同意した者。

(遵守事項)

第5 佐賀県肝炎医療コーディネーターは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 活動を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。コーディネーターの登録を取り消した後も同様とする。
- (2) 知事から活動内容について報告を求められた場合には、その求めに応じて報

告すること。

(認定の取り消し)

第6 知事は、佐賀県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第4の規定による認定を取り消し、認定者名簿から削除することができるものとする。

- (1) 佐賀県肝炎医療コーディネーターとして、不適切な行為を行ったとき。
- (2) 佐賀県肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき。
- (3) 所在の確認・連絡が取れなくなったとき。

(変更)

第7 佐賀県肝炎医療コーディネーターは、登録内容に変更があった場合、原則として別添の様式1により変更内容を知事へ届け出るものとする。

(辞退)

第8 佐賀県肝炎医療コーディネーターとしての登録を辞退する場合は、原則として別添の様式2により辞退の旨を知事へ届け出るものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。
この要領は、令和3年4月1日から適用する。